

静岡県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、令和3年3月30日から2週間静岡県交通基盤部道路局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
418	須走御殿場線	駿東郡小山町須走 御殿場市	